平成２４年（フ）第７５号
島根県大田市三瓶町池田1318番地
債務者　奈義良実雄
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７８号
島根県出雲市下古志町190番地、前住所島根県出雲市下古志町615番地１
債務者　渡部　恭輔
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第８０号
島根県出雲市平田町853番地２、前住所島根県松江市浜乃木７丁目２番20号
債務者　福間　昭紀
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第８１号
島根県出雲市平田町853番地２、前住所島根県松江市浜乃木７丁目２番20号
債務者　福間　照子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２６５号
函館市大縄町15番11号
債務者　佐藤　修三
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
大阪府摂津市正雀４丁目６番16号、住民票上の住所三重県鳥羽市鳥羽４丁目４番14号
債務者　馬瀬　武久
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
三重県志摩市阿児町志島116番地
債務者　岡山　礼子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１２８１号
埼玉県川口市柳崎１丁目13番１―224号　１号棟
債務者　保戸塚由規
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字羽貫243番地７　クローバーハイツ101
債務者　中村　浩幸
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２３号
さいたま市北区植竹町１丁目20番地１　ラプレ大宮公園105号
債務者　土屋　一照（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８４号
埼玉県桶川市大字下日出谷1361番地の２
債務者　菊池　博文
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８７号
さいたま市西区大字清河寺786番地１
債務者　塩野　正一
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１９号
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　与野寮、旧住所さいたま市北区別所町674番地１
債務者　松田　三弥
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
岡山県倉敷市北畝１丁目12番34号
債務者　原田　智之
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
埼玉県所沢市花園４丁目2583番地の９
債務者　高原　陽介
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７１号
愛知県豊橋市柱六番町71番地　Ｂ―２、申立時の住所愛知県豊橋市柱九番町40番地
債務者　森下　　京
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１４４号
愛知県蒲郡市西浦町神田ケ入38番地
債務者　小田　律子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部